**平成２２年（フ）第５７号**
京都市西京区桂乾町53番地94
破産者　小野　直江
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１８３５号**
大阪府交野市私市８丁目６番10号
破産者　野原　廣次
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第８１号**
神戸市西区伊川谷町潤和1500番地の１
破産者　真田　三男
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２３年（フ）第２１２号**
鳥取県鳥取市吉成85番地の25
破産者　松永　　正
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第５５号**
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2575番地４
破産者　山上　　栄
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２４年（フ）第８６号**
高知県吾川郡いの町池ノ内827番地
破産者　坂上　博文
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第４３５号**
北九州市門司区恒見町23番10号
破産者　岩倉　雅樹
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第６２６号**
北九州市小倉北区篠崎３丁目22番７号
破産者　斉藤喜美子
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２４年（フ）第２１５号**
神奈川県横須賀市森崎４丁目32番12号
破産者　鈴木　悦子
1　破産債権の届出期間　平成24年12月26日まで
2　一般調査期日　平成25年２月５日午前10時
平成24年11月27日
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２４年（フ）第４４号**
宮崎県日南市北郷町大藤乙2281番地
破産者　徳尾　博志
1　破産債権の届出期間　平成24年12月27日まで
2　一般調査期日　平成25年１月28日午前10時
平成24年11月27日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

**平成２４年（フ）第４６１号**
京都市右京区太秦帷子ケ辻町11番地12
破産者　久保　志保
1　破産債権の届出期間　平成25年１月８日まで
2　一般調査期日　平成25年２月26日午前10時30分
平成24年11月27日
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１１２６号**
埼玉県鴻巣市笠原1901番地
破産者　植田　一也
1　破産債権の届出期間　平成25年１月15日まで
2　一般調査期日　平成25年２月12日午前10時45分
平成24年11月26日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

## 債権者集会招集

**平成２１年（フ）第３９００号**
大阪市中央区南新町２丁目２番８号
破産者　株式会社ニッコー
1　期日　平成25年１月７日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年11月26日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第９０８号**
大阪府大東市新田北町２番22号
破産者　株式会社中野精研工業所
1　期日　平成25年１月28日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年11月26日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第３０９１号**
大阪府八尾市幸町３丁目108番地の１
破産者　医療法人きのだ会
1　期日　平成25年１月11日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年11月26日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２２３号**
北九州市若松区向洋町43番１
破産者　アジア特殊製鋼株式会社
1　期日　平成25年２月26日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年11月21日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

## 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２４年（フ）第１２０１０号**
東京都江東区森下２丁目18―８―402
破産者　工藤　康雄
免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
平成24年11月26日
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１２０１１号**
東京都中央区日本橋箱崎町22―10―903
破産者　大塚　泰則
免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
平成24年11月26日
東京地方裁判所民事第20部

## 特別清算終結

**平成２４年（ヒ）第２０３９号**
東京都中央区八重洲２丁目10番３号
清算株式会社　花巻管理株式会社
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

## 特別清算協定認可

**平成２４年（ヒ）第２００５号**
東京都江戸川区西瑞江３丁目24番地５
清算株式会社　アサヒ金属株式会社
代表清算人　野中　正夫
1　決定年月日　平成24年11月22日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　第１回弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、第２項に規定する野中正夫に対する債権を除く清算株式会社の財産の換価代金から、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を含む必要な費用（以下「清算費用」という。）を控除した残額を、各協定債権額（本協定可決の日以降に発生する遅延損害金額及び手形利息金額を除く。以下同じ。）に応じて按分して（１円未満の端数は切り捨てる。）弁済する（以下「第１回弁済」という。）。